規定しているが、平成25年度のリース料総額が5万円を超えるプリンター及びパソコンについて、1人の者からの見積によって契約がなされている。この件に関して、事務局のネットワークシステムの構築及び保守を行っている者との契約を締結しているが、事務局ネットワークの構築及び保守はサーバーの保守と外部アクセスを遮断する機器の設置を主としていることから、当該者のみの見積により契約することに一定の合理性はある。しかし、当該プリンター及びパソコンのリースについて、事務局ネットワークの構築を行った業者以外でも実施することは不可能ではないことから、原則通り2者以上の見積を取り、より経済的な契約締結に努めるべきである。

ウ　長期継続契約について

（意見）

秋吉台国際芸術村の屋外清掃業務については、毎年「公益社団法人美祢市シルバー人材センター」と単独随意契約を締結している。当該契約は、財団の会計規程第39条第1項第3号チ「施設及び設備の維持管理業務」に当たるため、長期継続契約（複数年契約）も可能であるが印紙税が増えることを理由に単年度契約をしている。事務手続きの効率化の観点から、長期継続契約も検討する必要がある。

（該当する契約）

・平成25年度　屋外清掃業務

エ　暴力団排除条項について

（意見）

契約書を閲覧した結果、暴力団排除条項の記載のないものがあった。契約書の記載事項については公益財団法人山口きらめき財団会計規程の第40条第2項に規定されているが、暴力団排除条項については規定されていない。第40条第2項第12号に「その他契約担当者が必要と認める事項」と規定されているのでこの規定に基づいて暴力団排除条項を記載すべきである。また今後記載漏れを防止するために第40条第2項に暴力団排除条項の規定を設定するのが望ましい。

また、県は財団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。

（該当する契約）

・平成25年度　屋外清掃業務
・平成26年度～平成27年度　屋内清掃業務
・秋吉台国際芸術村レストラン業務委託
・秋吉台国際芸術村入口看板建替工事

オ　決裁日の記載について

（意見）

契約締結伺などの伺書には決裁年月日を記載する欄が設けられているが、記載が漏れているものがあった。決裁日の記載は、その事案が決定されたことを証するものであるから省略すべきでない。

（該当する契約）

・平成26年度～平成27年度　屋内清掃業務

⑤事業の有効性、経済性、効率性について

「事務局本部」

ア　助成事業の審査方法について

（意見）：効率性

助成金対象の申請事業についての審査手続きは「きらめき活動助成事業書類審査要領」に定められている。審査委員は５名であり、各審査委員がＡ～Ｃまでの評価を行う方法で審査を行い、要領４（２）に定める総合評価により適、不適、検討という３段階の区分けを行い、検討と判断されたものは審査会で検討されることとなっている。

各審査委員がＡ～Ｃまでの評価を行う際に最終的には属人的判断に依拠する部分が多く、各審査委員評価が抽象的であり客観性に乏しいと見られかねない（量的判断基準が無いため何故Ａ評価なのかといった点が不透明になり易い）。少なくとも、評価項目を加点方式もしくは減点方式等により、定量的に判断出来るようにすべきである。この方式により、一定得点以上は採択するという決め事を規定しておけば、検討という場合の審査会を改めて開催する必要性がなくなり、効率化されると考えられる。

イ　審査委員の選定について

（意見）：効率性・有効性

審査委員会の委員については理事長が指名するものとされ、定数も５名以内と定められている（きらめき活動助成事業助成金審査委員会設置規程第３条）。平成25年度のきらめき活動助成事業の応募に関して、審査委員本人が会員として所属する団体（ＮＰＯ法人市民プロデュース）が申請しているが、審査に関しては利害関係が発生することから審査を外れている。このこと自体は望ましい対処であるが、欠員が発生したままであり、４名の審査委員により一次審査を行う結果となり、場合によっては評価結果が二分されるケースが想定される。本来であれば、過半数の得票を得ていれば一次

審査のみで足りるべきところ、票が割れる場合には追加で審査会を開催する手間がかかるため、迅速な意思決定に影響を及ぼすことになる。そのため、審査委員会設置規程を改訂して、利害関係者が生じた場合の対処策として補助員を数名選定しておく等の措置を図る、もしくは委任代理することが望ましい。

ウ　審査委員の就任承諾書について

（意見）

きらめき活動助成事業助成金審査委員会の委員に選定されたものは就任承諾書を理事長宛に提出することになっている。また、審査委員会設置規程第５条では守秘義務を課している。この点、就任承諾書については委員本人から承諾の意思を示すものとして入手しているが、守秘義務に関しては厳守を改めて確認するものが記載されていない。就任承諾書の中に、守秘義務条項を含めて就任の意思を示してもらうことが望ましい。

エ　助成事業の審査時期について

（意見）有効性

平成 25 年度の支援事業において、育成支援コースのスタートアップ助成事業として、よしき軽井沢通り実行委員会による「心通い合う　よしき軽井沢通り」という事業（以下、本事業）が助成金申請されている。本事業は、平成 25 年４月 28 日に主要イベントとして開催されているが、助成金事業の申請受付は事業実施後の平成 25 年５月 27 日になされている。

そもそも助成金の応募期間は、平成 25 年３月１日～同年５月 31 日までとされており、平成 25 年４月１日～平成 26 年３月 31 日までに開催されるものが対象事業とされている。また、一次審査は平成 25 年６月 12 日、書類審査（審査会審査）は平成 25 年６月 14 日とされている。これらのタイムスケジュールから考えて、本事業については助成対象期間の事業であるものの、事業開催が助成金交付審査に先行してしまうという結果になる。ここで、申請団体としては、予め助成金の交付を受けられるか否か不透明な状況で事業を開催することとなり、助成金の交付を得られない場合を想定した事業にならざるを得ないことから、保守的な開催となる可能性が高く、真の意味でスタートアップの助成に繋がるか否か疑問が残る。結果として本事業は助成金の交付を得られたが、事業開催前に交付を得られることが分かっていれば、事業実施団体としても、より一層充実したコンテンツを取り込んだ事業になった可能性もあったと言える。

なお、平成 26 年度からは当該矛盾点を可能な限り改善すべく、平成 26 年１月 10 日～３月 31 日を募集期間とするよう前倒しを行い、一次審査も平成 26 年４月 21 日とした。正確には４月１日～21 日までに開催される事業については事後審査になるが、概ね改善措置としては望ましい方向で採られている。

オ　交流ネットワーク事業　情報誌発行事業について

（意見）：経済性

男女共同参画をはじめ、文化、県民活動に関する情報を掲載した新たな財団情報誌「ピュアネット」を発行している。発行は年２回（９月・３月）に各10,000部ずつとなっており、発行先については市町、公民館、図書館、施設等に配布されている。この点、10,000部を配布しても、その先の各一般市民へ行き届いているか否か不明である。ともすれば、配布した先で余剰冊子となって処分している可能性も否定できない。そのため、各配布先に対して定期的に消費状況を確認し、10,000 部の情報誌が県民に浸透しているか、過剰なのか、不足なのか調査する必要があると考える。

カ　情報ライブラリー事業について

（意見）有効性

家庭・地域・職場における女性問題や男女共同参画社会づくりをはじめ、広く県民の意識啓発と学習機会の拡大を図るため、財団のライブラリーを整備している。内容としては、図書・ビデオ・ＤＶＤを整備し、無料で県民に貸出しを行っている。男女共同参画社会づくりの意識高揚を目的としている事業であるものとしては、県民への周知徹底が弱く、広く県民の知るところとなっていない。ピュアネットの情報誌にライブラリー紹介のページがあるものの、貸出場所などの情報も無く、利用者の利便性を考えるとＰＲの方法を再考すべきである。

⑥過去の包括外部監査における指摘事項について

ア　指摘件数　１１件

イ　措置内容の確認結果

すべて措置されており、また、内容の検討結果、特に問題は認めなかった。

ウ　措置公表日

平成２１年6月１９日

５　外郭団体名：社会福祉法人山口県社会福祉事業団

（1）　概要

①　団体概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92

②　組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94

③　財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

（２）指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
② 現物管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
③ 出納(収入、支出)及び決算書について ・・・・・・・・・・・・107
④ 契約等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
⑤ 過去の包括外部監査の指摘事項について・・・・・・・・・・・114

（１）概要

①団体概要　　　　　　　　　　　　　平成２５年４月１日現在

ア　団体代表者

理事長　大窪　正行

イ　設立年月日

昭和４７年５月１日

ウ　団体所在地

〒７５３－８５５５

山口県山口市大手町９番６号

エ　設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

オ　経緯

昭和４６年９月

第一次山口県社会福祉基本計画策定

社会福祉事業団設立を明記

昭和４７年５月

社会福祉法人山口県社会福祉事業団設立認可

昭和４７年６月

山口県華の浦学園の受託経営開始

昭和４７年７月

山口県みほり学園の受託経営開始

山口県灘海園の受託経営開始

昭和４８年７月

山口県華南園の受託経営開始

昭和５０年４月
山口県社会福祉会館の運営開始
昭和５１年４月
山口県伊保庄園の受託経営開始
昭和５２年６月
山口県たちばな園の受託経営開始
昭和５４年１１月
山口県はぎ園の受託経営開始
昭和５６年７月
山口県児童センターの設置運営開始
昭和５７年１２月
鹿野グリーンハイツの受託経営開始
平成１７年４月
山口県灘海園、山口県伊保庄園、山口県はぎ園について、県から移管を受ける
平成１８年４月
山口県たちばな園、山口県華南園、山口県華の浦学園、山口県みほり学園について、指定管理者制度による管理・経営を開始
同年６月
鹿野グリーンハイツ閉鎖
平成２１年４月
山口県たちばな園、山口県華南園が、障害者支援施設に移行
平成２３年４月
山口県たちばな園、山口県華南園、山口県華の浦学園について、県から移管を受ける
平成２４年４月
「山口県このみ園」について、県から移管を受ける
平成２５年４月
灘海園が岩国市愛宕地区に新築移転

カ　主な事業内容

（ア）　第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの設置経営
障害者支援施設の設置経営
福祉型障害児入所施設の設置経営
情緒障害児短期治療施設の管理・運営

（イ）　第二種社会福祉事業

児童厚生施設の設置経営

短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業

訪問介護事業、介護予防訪問介護事業

居宅介護支援事業

通所介護事業、介護予防通所介護事業

認知症対応型老人共同生活介護事業

障害福祉サービス事業

障害児通所支援事業

特定相談支援事業、障害児相談支援事業

（ウ）　公益事業

山口県社会福祉会館の運営

キ　事業所

下記、組織図を参照の事

②組織　平成２５年４月１日現在

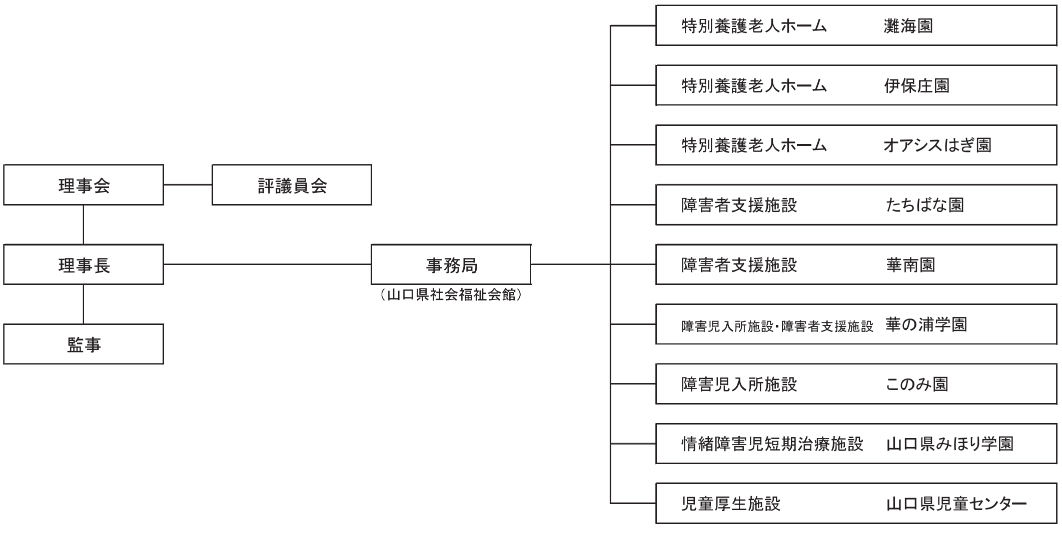

役員の状況

（平成２５年４月１日現在）

	人数	うち県との兼職	うち県 OB
理事	8		1

監事	2		1

職員の状況

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
	５４３	4		３９３	１４６

③財務

ア　一般会計

（要約貸借対照表）　　　　　　　　　　　　　　　　平成２６年３月３１日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
１（流動資産）		１（流動負債）	
現金及び預金	468,354	未払金	78,512
未収金	385,334	その他	38,255
その他	730	２（固定負債）	
２（固定資産）		長期借入金	721,600
（１）基本財産		退職給与引当金	159,871
土地	1,355,004	退職年金共済引当金	136,317
建物	2,698,962	（純資産）	
基本財産特定預金	10,000	基本金	10,000
その他	0	国庫補助金等特別積立金	2,506,214
（２）その他		その他積立金	1,233,289
建物	66,352	次期繰越活動収支差額	1,946,337
構築物	96,677		
器具及び備品	137,266		
退職給与積立預金	159,871		
修繕積立預金	182,517		
特別積立預金	1,050,771		
退職年金共済預け	136,317		

金			
その他	82,235		
資産合計	6,830,397	負債・純資産合計	6,830,397

（ア）施設の移管について

県における行政改革の一環として、県から以下のように施設の移管を受けている。

a 特別養護老人ホーム（建物：平成１７年度無償譲渡）

施設名	所在地	定員　人	面積　㎡	基本財産（千円）
灘海園	岩国市	100	3,218	87,988
伊保庄園	柳井市	100	4,589	164,824
オアシスはぎ園	萩市	100	5,284	184,474

b 特別養護老人ホーム（土地：平成２３年度無償譲渡）

施設名	所在地	定員	面積	基本財産
伊保庄園	柳井市	100	12,139	71,478
オアシスはぎ園	萩市	100	13,728	105,912

c 障害者（児）施設（土地・建物：平成２３年度無償譲渡）

施設名	所在地	定員	面積	基本財産
たちばな園	周防大島町	60	土地　13,603 建物　2,175	69,044 52,540
華南園	防府市	50	土地　13,671 建物　2,858	100,116 27,901
華の浦園	防府市	50	土地　11,309 建物　2,216	82,585 25,986

d 障害児施設（土地・建物：平成２４年度無償譲渡）

施設名	所在地	定員	面積	基本財産
このみ園	宇部市	50	土地　15,010 建物　3,819	210,000 938,467

(要約事業活動収支計算書)　　　　　　　　　　　　(単位：千円)

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度

Ⅰ（事業活動収支の部）			
事業活動収入計	2,799,174	3,081,501	3,228,669
事業活動支出計	2,470,742	2,790,483	2,912,510
事業活動収支差額	328,432	291,018	316,158
Ⅱ（事業活動外収支の部）			
事業活動外収入計	709,641	463,710	479,053
事業活動外支出計	708,841	467,720	484,698
事業活動外収支差額	800	-4,010	-5,644
経常収支差額	329,232	287,007	310,513
Ⅲ（特別収支の部）			
特別収入計	664,392	1,472,422	2,297
特別支出計	664,331	1,475,805	63,587
特別収支差額	61	-3,383	-61,289
当期活動収支差額	329,293	283,624	249,224
ⅳ（次期繰越活動収支差額）	1,855,561	1,977,120	1,946,337

＊平成２３年度、平成２４年度の特別収支の主なものは、施設整備等補助金収入、国庫補助金等特別積立金積立額である。また、平成２５年度の特別支出の主なものは、固定資産売却損、処分損 62 百万円である。

イ　特別会計（山口県社会福祉会館）

（要約貸借対照表）　　平成２６年３月３１日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
１（流動資産）		１（流動負債）	
現金及び預金	5,454	未払金	928
未収金	196	その他	38
２（固定資産）		２（固定負債）	
（１）基本財産		退職給与引当金	740
建物	318,975	退職年金共済引当金	719
（２）その他		その他	3,265
機械装置	4,912		
退職給与積立預金	740	基本金	-
修繕積立金	596	国庫補助金等特別積	284,704

		立金	
退職年金共済預け金	719	その他積立金	596
		次期繰越活動収支差額	40,602
資産合計	331,594	負債・純資産合計	331,594

（要約事業活動収支計算書）（単位：千円）

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
Ⅰ（事業活動収支の部）			
事業活動収入計	51,629	46,011	44,700
事業活動支出計	48,593	43,369	42,828
事業活動収支差額	3,036	2,641	1,871
Ⅱ（事業活動外収支の部）			
事業活動外収入計	-	3,772	-
事業活動外支出計	-	3,772	-
事業活動外収支差額	-	-	-
経常収支差額	3,036	2,641	1,871
Ⅲ（特別収支の部）			
特別収入計	-	-	-
特別支出計	-	-	-
特別収支差額	-	-	-
当期活動収支差額	3,036	2,641	1,871
ⅳ（次期繰越活動収支差額）	36,089	38,730	40,602

県からの補助金の推移（単位：千円）

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
金額	65,706	63,986	65,147

県からの交付金の推移（単位：千円）

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
金額	17,445	98,017	98,795

＊平成２３年度から平成２４年度にかけて大幅に交付金が増加している。この理由として、平成２４年度に県から移管された障害児入所施設「このみ園」の運営費補助金として交付されたものである。園入所児童の処遇レベル維持のため、配置基準を超える職員

の人件費見合いの額を補助金として交付を受けている。

県からの指定管理料の推移　（単位：千円）

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
金額	184,531	189,933	186,871

（２）指摘事項及び意見

監査の対象事業として、本部、特別会計、みほり学園を選定した。
その理由として、本部は全般的な状況を把握するためであり、特別会計は県が社会福祉会館の運営費交付金を負担している。また、みほり学園は県と指定管理契約を締結していることによるものである。他の事業所は、特別養護老人ホームや障害者支援施設等であり、介護料収入、利用料収入等を主な財源として経営を行っているため、選定対象から除外した。

①組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

【本部】

ア　役員（理事、監事）及び評議員の選任の状況について

理事及び監事は、定款第７条によると、評議委員会で選任することが定められており、平成２６年５月開催の評議委員会の議案、議事録を閲覧した結果、定款通りの選任決議であることを確認した。また、役員のうち任期満了して、改選していない者はいないことを質問により確認した。理事における関係者の割合（同一親族、特定企業関係者、所管官庁出身者の割合など）については、全員の出身母体が相違しているため、適切であると判断した。評議委員の選任について、公益法人と異なり、定款１７条で「評議委員は理事会の同意を得て理事長が委嘱する」と定めており、社会福祉法人はこの規定で問題はない。監事が２名選任されている。また、監事は理事及び評議員を兼任していない。

イ　理事会、評議員会等の開催の状況について

評議員会は年２回、３月と５月に開催される。また、理事会も基本的には年２回であるが、持ち回り理事会が開催される年もある。会議の招集方法については、理事長が招集しており、定款の定めの通りであり問題はない。会議における定足数及び議決数について、定款は以下のように定めている。

評議員会の定足数については、「評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ

その議事を開き、議決することはできない」と定める（第１４条第６項）。
また、議決数については、「評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と定める（第１４条第７項）。

理事会の定足数については、「理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない」と定める（第９条第５項）。　また、議決数については「理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と定める」（第９条第７項）。平成２５年度の評議員会及び理事会の定足数及び議決数を検討した結果、いずれも定款通りであった。白紙委任をする者はおらず、また、議事録は適正に作成されていることを確認した。

ウ　予算統制について

（指摘事項）

平成 25 年度の職員給与が法人全体で約 1,688 千円の支出超過となっている。また、修繕積立預金支出が約 3,211 千円の支出超過になっている。予算については理事会の承認事項となっているが、平成 25 年度においては事務局内での協議によりなされていた。また、事務局内での協議や承認が記載された書類が作成されていない。権限を越える支出はするべきではない。

（意見）

なお、予算上、予備費が０円となっていることから当該事象が起きており、理事会で許容できる予備費を計上した予算を作成することで対応することが望ましいと考える。

エ　職務担当者の配置換えについて

外郭団体を所管する所管課に対して、現時点での状況と将来の職務担当者の配置換えについて、以下の質問を行った。

質問１

経理職員（＊）の勤続年数及び現在の部署で、現在の事務内容への従事年数は何年か。

＊外郭団体の出納、記帳、発注、支払、財産管理の業務を行う職員

質問２

出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を行うことは不祥事の発生の危険性を伴うが、そのような事実はあるか。あるとすれば、それを認めている理由はどのような考えからか。

質問３

記帳業務担当者と出納業務担当者の分離が理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、経理上の不祥事は経理や出納を長期間同一の役職員が担当していた外郭団体に共通して起きていた。従って適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。そこで所管する外郭団体におかれては中長期的対応策として適切な人材育成制度についてどのような方針をお持ちであるのか。

それに対して、以下のような回答を得た。

回答１　（平成２６年４月１日現在）

氏名	部署(※)及び役職名	勤続年数	現在の部署で、現在の事務内容への従事年数	備考
A	事務局総務課長	１７年	０年	出納職員
B	灘海園副園長	２年	２年	〃
C	伊保庄園総務課長	１９年	０年	〃
D	ｵｱｼｽはぎ園総務課長	３８年	３年	〃
E	たちばな園総務課主査	２９年	０年	〃
F	華南園総務課長	４年	２年	〃
G	華の浦学園副園長	３５年	１年	〃
H	このみ園総務課長	０月	０年	〃
I	みほり学園総務課長	２年	２年	〃
J	児童センター次長	３３年	２年	〃
K	事務局総務課主任	１７年	０年	経理担当職員
L	灘海園総務課主任	１６年	０年	〃
M	伊保庄園総務課主事	０月	０年	〃
N	ｵｱｼｽはぎ園総務課主事	１１年	３年	〃
O	たちばな園総務課主事	１年	０年	〃
P	華南園総務課主事	１３年	５年	〃
Q	華の浦学園総務課主事	０月	０年	〃
R	このみ園総務課主事	６年	２年	〃
S	みほり学園総務課栄養士	４０年	４年	経理担当・発注職員
T	児童センター主査	３３年	９年	〃

U	灘海園介護サービス課長	３０年	０年	発注担当職員
V	伊保庄園介護サービス課主査	２６年	０年	〃
W	オアシスはぎ園介護サービス課長	３４年	０年	〃
X	たちばな園支援サービス課長	２４年	１年	〃
Y	華南園支援サービス課長	３２年	１年	〃
Z	華の浦学園支援サービス課長	３３年	３年	〃
AA	このみ園養護課長	２５年	０年	〃
AB	みほり学園指導課主査	３０年	０年	〃
AC	灘海園総務課主任（栄養士）	２９年	７年	〃
AD	伊保庄園総務課栄養士	３年	３年	〃
AE	ｵｱｼｽはぎ園総務課主任(栄養士)	３２年	３２年	〃
AF	たちばな園総務課栄養士	２年	２年	〃
AG	華南園総務課栄養士	７年	２年	〃
AH	華の浦学園総務課栄養士	０月	０月	〃
AI	このみ園総務課栄養士	１３年	２年	〃

回答２

次のとおり各業務を分担しており、同一人が重複して業務を行うことは無い。

・出納業務　…　総務課長（出納員）
・記　　帳　…　経理事務担当者

・発注業務　…　各関係職員
・支払業務　…　経理事務担当者

回答３

当事業団では、同一人が同じ施設で長期にわたり出納業務等に関わることがないよう、原則として、３～５年程度で人事異動を行い、ローテーションを図っている。

また、経理・出納事務に精通した人材の確保・育成を図るため、計画的に事務職員の採用を行うほか、事業団職員研修実施要綱に基づく職員研修の実施、人事考課

制度に基づく人事考課の実施等により職員モラルの徹底や業務管理能力・職務遂行能力の向上を図る。

（所見）

当事業団は、施設数が多いため適切なジョブローテーションが可能である。また、事業団職員研修実施要綱に基づく職員研修を行うなど、積極的な人材育成を図っており内部統制の整備、運用の観点から十分な仕組みつくりがなされていると思われる。

オ　情報公開について

当団体の情報公開の状況を調査した。その具体的状況は以下の通りである。

情報開示その１

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備　考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
①定款又は寄付行為	○	○		
②役員名簿	○	○		
③社団法人の場合の社員名簿	－	―	―	
④事業報告書	○	○		
⑤収支計算書	○	○		
⑥正味財産増減計算書	○	○		
⑦貸借対照表	○	○		
⑧財産目録	○	○	年度終了後３か月以内に作成し主たる事務所に５年間、写しを従たる事務所に３年間備える。	
⑨事業計画書	○	○		
⑩収支予算書	○	○		

（所見）

すべて開示すべき書類がインターネットで開示され、情報公開に対して意識の高さ

が窺われ評価できる。

カ　当団体の事業報告書の記載内容について

平成２５年度の当事業団の事業報告書の記載内容は、以下の通り、事業の実施状況の１点であった。

（事業の実施状況）

法人・事務局

Ⅰ　重点的取り組みの実績

１　新たな「中期経営計画」の策定

２　華の浦学園の改築に係る具体的な検討

Ⅱ　具体的取り組みの実績

１　経営理念等の徹底及び広報活動の推進

２　経営体制及び財務基盤の強化

特別養護老人ホーム　灘海園

Ⅰ　重点的取り組みの実績

１　ユニットケアによる生活の質の向上とサービスの提供

２　新たな在宅福祉事業の展開

３　認知症入居者への取り組み

Ⅱ　具体的取り組みの実績

１　入居者本位のサービス提供

２　サービスの質の確保

３　入居者の安全確保とリスク対策

４　地域とのかかわり

その他、当団体の以下の施設についても特別養護老人ホーム　灘海園と同じような観点から詳細な記載がされており、事業の実施内容が理解できた。

特別養護老人ホーム　伊保庄園、特別養護老人ホーム　オアシスはぎ園、障害者支援施設　たちばな園、障害者支援施設　華南園、福祉型障害児入所施設・障害者支援施設　華の浦学園、福祉型障害児入所施設　このみ園、情緒障害児短期治療施設　みほり学園、児童厚生施設　山口県児童センター

また、特別事業会計である、山口県社会福祉会館については、１　事務室の提供実績

と２　会議室等の貸出実績が記載されている。

上記事業は、定款に規定された目的、事業に照らして、実施すべき事業内容が実施されていることを確認した結果、特に問題は認めなかった。

（意見）

ただ、事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。また、全て文章のみの定性情報として記載がされているが、定性情報のみでなく数値を盛り込んだ定量情報を入れて分かりやすく記載した方が良いと考える。

（所見）

なお、平成２６年度の事業計画については、前期以前の反省点を踏まえ、文章のみの定性情報だけに限らず、数値目標等を取り入れた定量情報を盛り込んでいるため、より分かりやすい内容となっていることは評価できた。例えば、法人・事務局の取り組みの中での数値目標は、以下の通りである。

区分	数値等	備考
特別積立金の積立額	１５０百万円以上	
温室効果ガス排出量	Ｈ２５実績の５％減	県計画に準拠し実施
障害者雇用	法定雇用率（２．０％）の達成	
メンタルヘルス研修会の開催回数	各施設１回以上	

【みほり学園】

ア　労働条件通知書について

（指摘事項）

臨時職員について労働条件通知書を交付している。有期契約の場合には、契約の更新の有無、更新の判断基準を明示することが労働契約法上求められているが、平成25年4月1日以降に締結されている労働条件通知書には記載がなされていなかった。また、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）においては、賞与の有無の明示が書面通知事項となっているが、当該記載もなされていない。法律の要件を満たす労働条件通知書を交付すべきである。

（意見）

なお、社会福祉法人山口県社会福祉事業団の全体としては、当該法改正に対応した労働条件通知書のひな形を用意しているものの、山口県みほり学園においては当該ひな

形に従っていなかった。法人全体として規定や、ひな形の更新の周知を図る必要がある。

イ　本部負担金について

（意見）

山口県みほり学園は山口県との指定管理契約に基づいて社会福祉法人山口県社会福祉事業団が運営を行っているものである。ところで同学園は、同事業団の本部へ、本部負担金を内部的に支払っている。本部負担金は同じく同事業団の他の施設も負担しており、各施設の負担額は山口県と協議して設定したルールに基づいてなされている。しかしながら、実際支出額とルールに基づいた按分対象経費の差額部分は特別養護老人ホーム 3 施設と障害者支援施設 4 施設に負担させており、みほり学園は本来負担すべき負担額よりもかなり少なくなっている。山口県の指定管理者として経費額が少なくなることから効率的な運営が出来ているとも考えることができるが、社会福祉法人の運営として他の特別養護老人ホーム 3 施設及び障害者支援施設 4 施設が、それぞれの介護料収入や利用料収入の中からみほり学園の本部経費までも負担しているとも考えられる。従って、本部経費の按分は実際支出額に基づいてなされるべきであると思われる。

②現物管理について

監査の視点

- 現物照合について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。
- 現物照合が、会計規則等に基づいて実際に行われているか。
- 貸与物品、借用物品の実在性、網羅性は確認されているか。
- 登記未了の不動産はないか等。

実施した手続き

以下の書類の閲覧、担当者への質問等を行った。

- 固定資産台帳と現物の突合
- 社会福祉法人山口県社会福祉事業団経理規程の閲覧
- 少額物品取扱要領と現物の突合
- 平成２５年度決算監査に係る資料の閲覧
- 平成２５年度（月別）月次試算表の報告の閲覧
- 各種預金通帳と帳簿の一致の確認
- 郵便切手類受払簿（証紙含む）と現物との突合
- 社会福祉法人会計金銭残高金種別帳の閲覧
- 小口現金の実査等

検討の結果、下記２点以外は特に指摘事項、意見はない。

【本部】

ア　現在高報告書について

（指摘事項）

備品については、少額物品取扱要領において、「現在高報告書を作成し、会計責任者に報告しなければならない。」と規定しているが、物品数が少ないこと等の理由により、作成されていなかった。取扱要領に規定されている以上作成し、報告すべきである。

イ　備品台帳について

（意見）

少額物品取扱要領に規定する「備品台帳」の様式と、現在使っている様式と異なっている。要領の様式に不都合があるのであれば、要領を改正する等の措置が必要であると考える。

③出納（収入、支出）及び決算書について

監査の視点

・収入、支出について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。

・収入、支出は会計規則等に基づいて、適切に処理されているか。

・決算書について、準拠すべき会計基準は何か。また、それに準拠して作成されているか。

実施した手続き

・平成２５年度の総勘定元帳、仕訳伝票、証拠書の突合をテスト・ベースで実施した。

・出納業務と記帳業務及び発注業務と検収業務の分離の妥当性の確認、承認の適正性の確認を実施した。

【みほり学園】

ア　資料の整理の仕方について

（指摘事項）

平成２５年度において、以下の内容の金額を事務費に計上し、残りを事業費に按分計上している。

「電気代　年間２４万円、ガス代　年間２．４万円　水道代　年間３．６万円
燃料費　年間３０万円」

ところで、按分基準の計上の根拠について質問したが、当該根拠資料が所在不明で提示がなかったため、その確認ができなかった。今後、資料の整理の仕方を工夫する

必要がある。

イ　みほり学園が発行する領収書の事前の連番管理等について

（指摘事項）

平成２５年度のみほり学園が発行している領収書（控え）を閲覧した。みほり学園では、集団治療棟及び設備を有しており、外部の者にこの施設の利用を許可して使用料に関する現金収受し、その収受に対応する領収書をその都度利用者に発行しているが、事前の連番管理がなされていない。連番とは、連続番号のことで、領収書に一連番号を付すことである。このような処理がなされていない場合には、領収書が不当に発行されることで現金横領等の不祥事が発生する可能性が高まることになるため、領収書は事前に連番管理をしておくべきである。また、従来から領収書には「施設の長」の押印がなされているが、現金収受は出納業務に関することであるから「社会福祉法人　山口県社会福祉事業団団印規程」に従って「施設の長」の印ではなく、「出納員の印」を押印すべきであった。

ウ　仕訳伝票に対する承認について

（指摘事項）

みほり学園では、支出調書等の証拠書に対する承認は、その都度、２名の者によって行われるが、仕訳伝票上の承認印が、証拠書との確認をせずに押印されているという体制になっていた。仕訳伝票は、翌月に一度纏めて打ち出し、事後、形式的に内容を確認することなく押印を行っている。これでは、実質的な承認にはならない。従って、今後は証拠書と仕訳伝票は一対として承認を受けるべきである。

エ　検収業務における納品書上での確認について

（意見）

当学園の各種物品の購入の際には、証拠書を通査した限りにおいて、すべて納品書が添付されていることを確認した。しかしながら、納品書は添付されているが、実際に納品数量を確認した痕跡がない。従って、納品書に検収日、検収担当者を記入するために検収印を作成し、その納品の事実を明確にさせるため納品数量の確認とともに納品書に押印する必要があると考える。近時、地方自治体での不正経理がたびたび指摘されている中、物品納入における検収の重要性は高まっているところである。当事業団においても検収業務の重要性を再認識されるべきである。

オ　出納帳等を閲覧した結果について

（指摘事項）

（ア）経費支出伺（平成 25 年４月 15 日起案・４月 16 日決裁）の様式が古い。経費支出伺

に記載されている経理規程の条項も旧経理規程条項のため、現在の条項や内容と合致していない。

（指摘事項）

（イ）経理規程が更新されていない状態で綴られている。社会福祉事業団本部から各施設へ最新版がアップロードされているため、常に最新版の規程類が整備されている必要がある。

（指摘事項）

（ウ）平成 25 年 5 月 10 日付 Y 社から入手した領収証において、みほり学園としての来客用コーヒー代と職員個人用のコーヒー代が一括して記載されている。領収証の中で事後的に手書きにより個人負担分が 10,080 円と記載され、本来のみほり学園負担分が差引きで記載されているものの、個人負担と学園負担とが一つの領収証として発行されていること自体が、学園の負担すべき支出額が曖昧となる可能性がある。

カ　修繕積立金について

（意見）

山口県みほり学園に対し、県との指定管理契約により山口県社会福祉事業団が管理運営を行っている。同学園の平成 25 年度の資金収支計算及びこれに基づいて作成されている山口県に提出する指定管理に関する事業報告書において、約 17,602 千円の修繕積立金が計上された結果、資金収支計算書の期末支払資金残高は 0 円となり、同様に事業報告書の収入支出の差引額は 0 円となっている。指定管理業務の剰余金については、「山口県みほり学園の管理に関する包括協定書」の第 17 条において、不完全履行の場合に関する指定管理料の減額条項があることから、修繕積立金を調整することによる収支調整は適切であるとは考えられない。各年度の積立額の累積である平成 25 年度末の山口県みほり学園の修繕積立金残高は約 60,232 千円となっている。

なお、「山口県みほり学園の管理に関する包括協定書」の第 20 条に規定するリスク分担においては、大規模修繕は山口県の負担で実施することになっていることから、当該積立金については資金の使途について明確にすべきである。仮に過大であると判断される金額がある場合には、「山口県みほり学園の管理に関する包括協定書」第 15 条の剰余金が生じた場合の理由の明示が必要であり、また、第 17 条の不完全履行剰余金があると認めた場合には山口県に指定管理料の返還を行うべきである。

【本部】

ア　特別積立金について

（指摘事項）

特別積立金（平成 25 年度末　約 1,050 百万円）について、老朽化している当事業団の施設が多いことから、これらの建替えに備えるために理事会の承認を得て積み立てているものである。華の浦学園は築 41 年、華南園は築 40 年を経過しており、建替えは早晩、必要になるものと思われることから積立金の必要性は十分にある。しかし、建替えについて、どのくらいの資金がどの時期に必要になるかという社会福祉法人の理事会で正式に承認されている資金計画がないため、積立金額自体の適切性について判断が出来ない。社会福祉法人の内部留保については一般に過大であるとの批判を受けることがあるため、積立目標額と使途を当事業団の理事会として明確に意思決定を行うべきである。

また、当該特別積立金を利用して平成 25 年度においてシステム改修を行っている。これについては目的外取崩であると考えられ予算の承認という形で取崩の承認を得ていたが、使途が理事会で予め定められている積立金の目的外取崩については、独立の議案として理事会の承認を得るべきであると考える。

平成 12 年基準の第 35 条では、目的外支出については財務諸表への注記が求められているが当該注記がなされておらず、名称についても「積立の目的を示す名称を付する」となっていることから、「特別積立金」では当該要件を満たしておらず財務諸表上の名称もより明瞭な名称にすべきである。

イ　給与計算における労使協定ついて

（指摘事項）

給与計算において、互助会費、旅行積立金等が控除されている。法定控除以外の項目を控除する場合には労働基準法上労使協定が必要となる。労使協定は「職員の給与の一部控除に関する覚書（昭和 51 年 8 月 31 日）」により締結されているが、当該労使協定記載の控除項目は当時の控除されていた項目となっているため、現状控除されているものと合致していない。現状に合う労使協定を締結すべきである。

ウ　財務諸表の注記事項について

（指摘事項）

平成 12 年基準で求められている注記事項のうち、「第 32 条及び第 34 条第 2 項の規定により、基本金又は国庫補助等の特別積立金の取崩を行った場合には、その旨、その理由及び金額」の記載がなされていない。なお、平成 26 年度から平成 23 年基準に移行しているが、引き続き注記することが求められている。

エ　賞与引当金について

（指摘事項）

賞与引当金について計上がなされていない。当期の負担に属する翌会計年度の支払いの賞与の当期負担額を賞与引当金として計上をすべきである。

【特別会計】

ア　国庫補助金等特別積立金取崩額について

（意見）

国庫補助金等特別積立金取崩額について、平成 19 年 3 月以前取得の固定資産であり、旧会計基準に沿って補助金の取崩額は単純に耐用年数で按分した金額を毎期取崩処理している。一方で減価償却費については 10%の残存価額を残した償却計算となっている。両者に金額の相違が発生しており、新会計基準では、その導入に際して重要性が無い場合を除き調整の上、統一すると規定されている。平成 26 年度より新会計基準へ移行しているとのことであるが、当事業団では調整計算をしていない。この点、重要性が無いとのことであるが、重要性が無いという判断基準を明確にしておくべきであり、特に基本財産である固定資産は質的には重要性があると考える。

イ　特別会計が法人税法上の収益事業に該当するか否かの検討の必要性について

（意見）

会議室使用料収入については、要望があれば貸出しを行っており、社会福祉関係団体等に限定した貸出しとはなっておらず、国・地方公共団体の目的のためのみという使用制限もないため、民間の第三者への貸し出し等は収益事業に該当するのではないかと思われる。再度、検討する必要がある。

ウ　賞与引当金について

（指摘事項）

賞与引当金の計上をしていない。この点、経理規程では重要性がない場合には計上しないことができると規定されている。一方で重要性の判断基準を明確にしていないため、量的（金額的）な側面と質的（内容的）な側面から重要性の有無を判断する必要がある。

④契約等について

【本部】

ア　契約書の記載事項について

（意見）

閲覧した契約書のうち、以下の契約書には暴力団排除条項が記載されていない。契約書の記載事項を定めた経理規程第 70 条第 1 項や契約事務取扱要領 8（1）に暴力団排除条項も規定すべきである。

また、県は当事業団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。

（該当する契約）

・物品売買契約（A 重油）

イ　伺書の記載について

（意見）

閲覧した契約事務手続きのうち、以下の契約に係る伺書には決裁日が記入されていない。

（該当する契約）

・物品売買契約（A 重油）

ウ　指名競争入札の指名業者数について

（指摘事項）

「指名競争入札参加者指名要領」の２（２）で物品調達等にかかる入札参加者数は予定価格 200 万円超の場合、原則として 5 者以上と規定されているが、以下の契約に係る指名業者は 3 者であった。「指名競争入札参加者指名要領」に従った運用をすべきである。やむを得ない場合はその理由を伺い書に記載する必要がある。

（該当する契約）

・物品売買契約（A 重油）

エ　入札等審査会議事録について

（意見）

「山口県社会福祉事業団競争入札等審査会要綱」第 5 条第 3 項には「会議は、審査会委員の過半数の出席をもって成立する。」と規定されているが、以下の契約に係る入札等審査会議事録については出席者及び欠席者が記載されていないので、会議の定足数を満たしているか定かではない。議事録には出席者及び欠席者を記載すべきである。

（該当する契約）

・旧灘海園解体工事

【みほり学園】

ア　契約書の記載事項について

（意見）

閲覧した契約書のうち、以下の契約書には暴力団排除条項が記載されていない。契約書の記載事項を定めた経理規程第 70 条第 1 項や契約事務取扱要領 8（1）に暴力団排除条項も規定すべきである。

また、県は当事業団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。

（該当する契約）

・夜間・昼間施設管理委託契約

イ　入札等審査会議事録について

（意見）

「山口県みほり学園　競争入札等審査会要綱」第 5 条第 3 項には「会議は、審査会委員の過半数の出席をもって成立する。」と規定されているが、以下の契約に係る入札等審査会議事録については出席者及び欠席者が記載されていないので会議の定足数を満たしているか定かではない。議事録には出席者及び欠席者を記載すべきである。

（該当する契約）

・物品売買契約（車両の購入）

ウ　予定価格の設定について

（指摘事項）

（ア）指名競争入札を実施した以下の契約に係る予定価格は、1 者からの参考見積書の金額をそのまま予定価格としている。「契約事務取扱要領」によれば、辞退した 2 者を除く指名業者 5 者から参考見積書を徴取する必要がある。また 1 者からしか徴取しない場合は他の事例を参考にするか等により独自の判断を加えて算定しなければならない。

（該当する契約）

物品売買契約（車両の購入）

（指摘事項）

（イ）随意契約を締結した以下の契約に係る予定価格は、1 者からの参考見積書の金額を

そのまま予定価格としている。「契約事務取扱要領」によれば、複数の業者（3者程度）から参考見積書を徴取する必要がある。また1者からしか徴取しない場合は他の事例を参考にするか等により独自の判断を加えて算定しなければならない。

（該当する契約）
旧保護棟屋根塗装工事

（参考）
契約事務取扱要領　第2　契約締結の方法　2　予定価格
「予定価格算定の困難なものについては、価格に応じて、あらかじめ入札の指名業者のすべて（辞退する者を除く。）又は複数の業者（3者程度）から参考見積書を徴取するか、1者からしか徴取しない場合には他の事例を参考にするか等により、独自の判断を加えて予算範囲内で算定すること。」

⑤　過去の包括外部監査の指摘事項について
ア　指摘件数　２件

イ　措置内容の確認結果
全て措置されており、また、内容の検討結果、特に問題は認めなかった。

ウ　措置公表日
平成２１年６月１９日

６　外郭団体名：公益財団法人山口県健康福祉財団
（１）　概要

①　団体概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
②　組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
③　財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120

（２）指摘事項及び意見

①　組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122

②　現物管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
③　出納(収入、支出)及び決算書について・・・・・・・・・・・・129
④　契約等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130

（１）概要

①団体概要　　　　　　　　　　　　　平成２５年４月１日現在

ア　団体代表者

理事長　瀬村　則夫

イ　設立年月日

昭和４６年５月１７日

ウ　団体所在地

〒７５３－０８１４

山口市吉敷下東三丁目１番１号

エ　設立目的

山口県民の健康づくりの推進に関する事業及び障害者の支援、高齢者の福祉の増進、青少年の健全な育成等福祉に係る非営利の法人活動の促進と充実に関する事業を行い、県民の健康及び県内の社会福祉の向上と民間公益活動の発展に寄与することを目的とする。

オ　経緯

設立当時、社会福祉に対する需要の急速な増大に対応するため、民間において社会福祉施設の新増設が進められたが、公立の福祉職員に比し、職員の給与、退職金等が著しく低額であったことから、職員の人材確保・定着が困難な状況にあったため、退職一時金の給付を目的に財団の設立を計画する。

こうした状況の下、昭和４６年２月に「山口県社会福祉基本計画」を策定し、社会福祉に従事する者の資質の向上を図ることを目標の一つに掲げるなど、社会福祉の総合的な対策を推進していた山口県の指導、支援を受けて、財団法人山口県民間社会福祉施設職員共済財団として設立した。

平成４年６月２４日

財団法人山口県福祉マンパワー財団に改組する。

福祉マンパワー基金造成　１５億１０万円

平成４年度　県出捐金１０億円、民間寄付金１０万円

平成５年度　県出捐金　５億円

平成５年４月１日

山口県社会福祉職員研修所（昭和５１年４月山口県社会福祉事業団に設置）が社会福祉事業団から移管

平成７年４月１日

山口県社会福祉職員研修所がセミナーパークに移転し、「山口県社会福祉研修所」に名称を変更する

平成７年７月１日

山口県介護実習普及センター開設（山口県社会福祉研修所内）

平成９年４月１日

山口県健康づくりセンター開設され（山口県総合保健会館内）、当財団が業務を受託する。供用開始平成９年５月２６日

平成１０年４月１日

財団法人山口県健康福祉財団に名称変更

事務局を山口県総合保健会館内に移転する

平成１０年１０月１日

山口県周防大島介護実習普及センターを開設する

平成１６年４月１日

山口県社会福祉研修所、山口県介護実習普及センター及び山口県周防大島介護実習普及センターが（財）山口県ひとづくり財団に移管する

平成１８年４月１日

指定管理者として山口県健康づくりセンターの施設管理及び貸館業務の受託（５年間）

平成２３年３月３１日

福祉マンパワー基金事業を廃止する

平成２３年４月１日

指定管理者として山口県健康づくりセンターの施設管理及び貸館業務の受託（５年間）

平成２５年２月１日
公益財団法人山口県健康福祉財団に移行する

カ　主な事業内容

（ア）　健康づくり事業

県民の自主的・主体的健康づくりを支援する事業を実施

a 人材育成研修事業

(a)専門職種研修

新たな地域保健に対応した総合的、包括的な保健サービスを提供するため、新任期、中堅期、管理期等の段階別研修や、県、市町に従事する保健師、栄養士等の職種別研修を実施

(b)業務研修

各種専門業務の従事者に対して、事業実施に必要な実践力を高めるとともに、より質の高い地域保健サービスを提供するために必要な研修を実施

(c)住民組織育成研修

地域の健康づくりリーダーを対象に、地域保健活動の在り方、組織活動の進め方等の検収を実施

b 調査研究事業

健康づくりに関する課題についてテーマ（健康づくりに関する意識調査、たばこ対策推進実態調査など）を設定し、関係機関等の協力を得て実施

c 健康づくり普及啓発

(a)健康学習事業

県民を対象に、健康づくりセンターの施設・機能を活用して、生活習慣病予防を目的とした体力クリニック、健康づくり講座等を実施

(b)啓発事業

健康増進普及月間に併せたキャンペーンイベントの実施や健康づくりに関する週間・月間行事に応じた企画展示・特設展示等を実施

(c)健康情報提供事業

ホームページやメールマガジンなど各種媒体を使って情報を提供

(d)健康体験学習事業

栄養・健康・休養を中心に、ゲーム感覚で楽しみながら健康について学習ができる「健康プラザ」や健康関連の書籍・ビデオを視聴できる健康ライブラリーを健康学習の場として提供

（イ）　福利厚生事業

加入職員の福利厚生向上のため、加入職員一人当たり月額５００円の掛金（職員）・負担金（施設）及び基金運用益等により慶弔等給付事業、検診等補助事業及び生活資金貸付事業などを実施するとともに、福利厚生センター受託事業により会員のニーズを踏まえた会員交流事業を実施

a 給付事業

各種弔慰金や祝金、見舞金等の給付

b 補助事業

人間ドック検診費用、一般検診費用等の補助
レジャー・スポーツ施設等利用補助等

c 生活資金貸付事業

一般生活資金、特別生活資金などの貸付

d 福利厚生センター受託事業

ソウェルクラブ会員交流事業
メンタルヘルス講習会の実施

（ウ）退職共済事業

社会福祉の増進を目的に事業を行う非営利法人から、退職共済の掛け金（職員）・負担金（施設）の納入を受け、これを運用することにより、非営
利法人の従事職員に退職一時金、退職年金を給付

a 掛け金・負担金について

職員掛け金　標準報酬月額の１０００分の２５
施設負担金　同上

b 給付額

平均給料月額×勤務年数に応じた支給率（０．４３～３８．９）

キ　事業所

団体所在地に同じ

②組織　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２５年４月１日現在

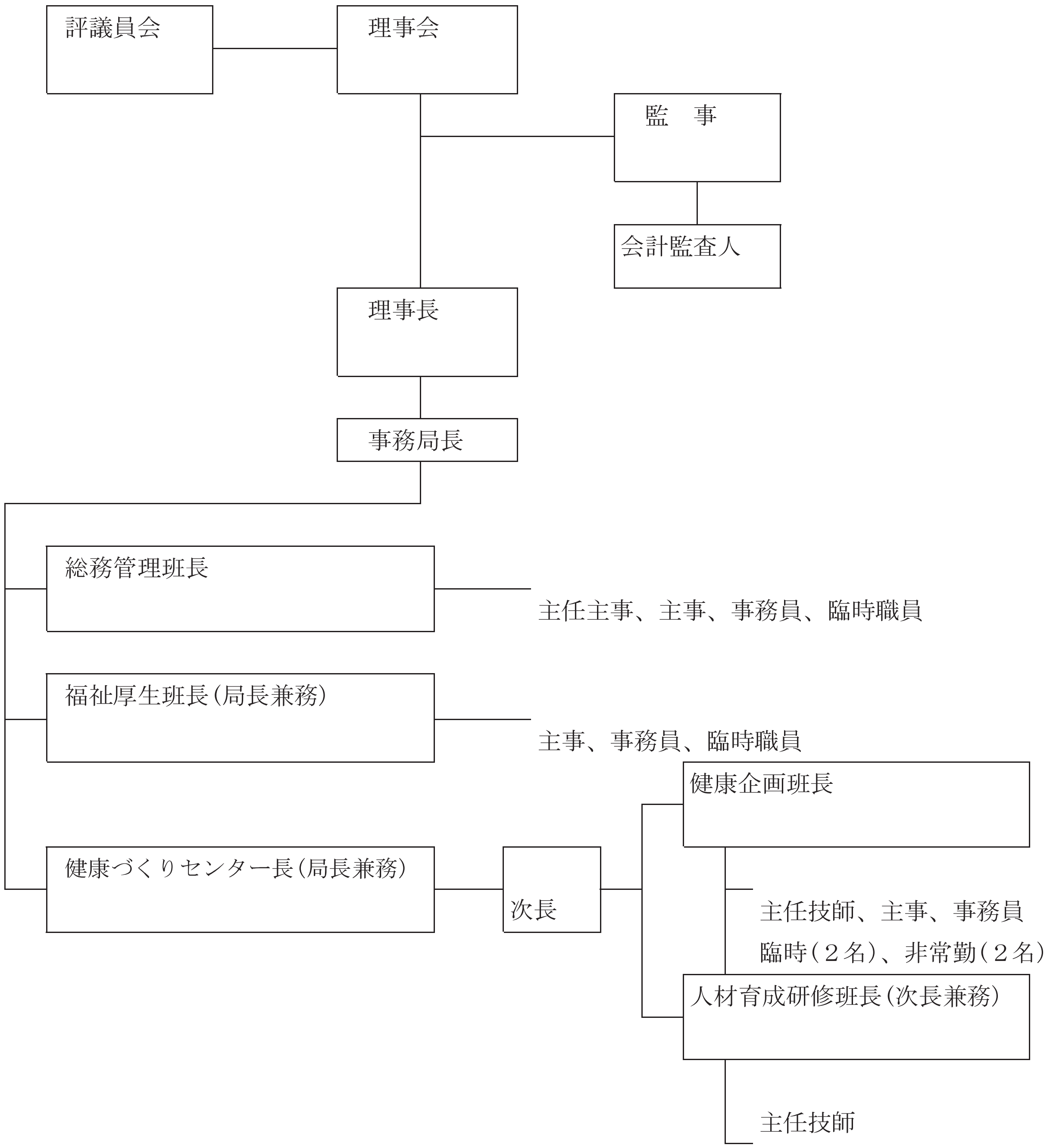

役員の状況

（平成２５年４月１日現在）

	人数	うち県との兼職	うち県 OB
理事	１０		2
監事	2		1

職員の状況

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
	１８			１３	5

＊１　その他のうち、県 OB が４名である。

＊２　平成２３年３月に公表した「外郭団体見直し実施計画」で、平成２５年４月現在の派遣職員数を０名としていたが、目標を達成している。

③財務

（要約貸借対照表）　　　　平成２６年３月３１日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
１（流動資産）		１（流動負債）	
現金及び預金	57,630	未払金	48,712
未収金	23,179	前受金	346
前払金	96	預り金	532
福利厚生事業資産	30,857	賞与引当金	3,663
２（固定資産）		２（固定負債）	
（１）基本財産		退職給付引当金	19,149
現金及び預金	42	退職資金支払引当金	10,114,020
投資有価証券	23,697		
（２）特定資産			
福利厚生事業資産	418,728		
退職給付引当資産	19,382	正味財産の部	
退職資金支払引当資産	10,114,020	１指定正味財産	23,740
（３）その他		２一般正味財産	481,542
什器備品	3,482		
ソフトウェア	590		

資産合計	10,691,707	負債・正味財産合計	10,691,707

(要約正味財産増減計算書)　(単位：千円)

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１・経常増減の部			
（1）経常収益	1,517,145	1,567,793	1,907,759
基本財産運用益	337	237	237
特定資産運用益	105,543	138,585	305,796
費用負担収益	1,228,228	1,277,255	1,450,384
事業収益	18,655	17,033	17,114
受託事業収益	129,851	128,932	127,538
受取負担金	6,291	4,999	5,974
雑収益	28,237	750	714
（2）経常費用	1,552,551	1,608,433	1,959,388
事業費	1,550,605	1,605,542	1,958,195
管理費	1,946	2,879	1,122
法人税等	-	11	71
当期経常増減額	-35,405	-40,640	-51,628
２・経常外収益	-	-	4,917
３・経常外費用	465	370	538
当期経常外増減額	-465	-370	4,379
当期一般正味財産増減額	-35,870	-41,010	-47,249
一般正味財産期首残高	605,673	569,803	528,792
一般正味財産期末残高	569,803	528,792	481,542
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	23,740	23,740	23,740
指定正味財産期末残高	23,740	23,740	23,740
Ⅲ　正味財産期末残高	593,543	552,532	505,282

県からの指定管理料の推移　(単位：千円)

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度

金額	24,990	24,024	24,143

県からの委託料の推移　（単位：千円）

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
金額	97,468	97,641	95,466

（２）指摘事項及び意見

①組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア　公印の保管について

（意見）

現在、公印の保管については、事務局長の後部の棚にて常に取り出し可能な状態であり、帰宅前に金庫へ保管しているが、常時、金庫に保管すべきである。事務局長は、席を外すこともあり、また、日中の不正使用を防止する観点から事務局長、その他１名を保管者として定め、常に公印使用には別の者によるチェックが入る体制が必要ではないかと考える。

イ　個人情報の管理について

（意見）

現在、個人情報の含まれるデータは外部環境に接続しておらず、４名の福利厚生班で個人情報を管理している。しかしながら、職員個人のパソコンの立ち上げ時、共済メニューへのアクセス時など、パスワード管理として定期的な変更が望ましい。

ウ　貸館の管理業務について

（指摘事項）

公益財団法人山口県健康福祉財団においては、「山口県健康づくりセンター」の指定管理業務として、同センターの貸館の管理を行っている。指定管理者業務仕様書において「保健、医療の向上を目的とする公共的団体が営利目的以外の健康の保持、増進を図るための活動に使用する場合」等の場合には使用料を減免する旨の規定がある。しかし、当財団においては「福祉」に該当するような団体の利用の場合においても減免を行っている。これについては、指定管理制度が導入される前（平成１８年３月３１日以前）の福祉団体の減免については、山口県健康づくりセンター条例第８条第３項「財団は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる」との規定により、財団の内部決裁を経て、福祉の増進を目的とする団体についても公益性が高いものと判断し、減免を行ってきた。平成１８年４月

１日から指定管理制度が導入され、当財団が引き続き指定管理者として管理することとなり、新たに県と山口県健康づくりセンターの管理に関する包括協定を締結した経緯がある。従って、指定管理の仕様書を変更して「福祉」に該当する団体利用の免除も可能とするか、山口県健康づくりセンターの趣旨として「福祉」に該当する団体利用の免除をしないのか、明確にすべきである。

なお、上記の公共的団体の定義は仕様書において、「公共的団体とは、国、地方公共団体、県内に所在する公益法人・NPO 法人又は県内の複数市町村において広域的に活動を行う非営利団体をいう。」と規定しているが、複数市町村において広域的に活動を行っていない医療法人に対して減免を行っているケースが見られた。減免規定を順守し、仕様書通りの運営をするべきである。

エ　福祉厚生事業としての貸付事業について

（ア）（指摘事項）

公益財団法人山口県健康福祉財団においては、福利厚生事業として貸付事業を行っている。貸付は民間社会福祉施設及び民間社会福祉施設を支援する団体に勤務する職員で事業への加入の登録を受けた職員に対して行われるものである。

貸付は一般生活貸付事業、特別生活資金貸付事業、旅行資金貸付事業がある。一般生活貸付事業での貸付と特別生活貸付事業での貸付の双方を同一の者に実行することは、規定上は可能である。また、福利厚生事業規定第 41 条においては、この二つの事業での貸付合計額が 100 万円以上である場合には、第 28 条で規定する退職一時金等の額の範囲内でなければならない旨が規定されている。しかしながら、この規定に準拠せずに一般生活貸付を退職一時金等の範囲内、特別生活貸付は 100 万円以内（特別生活貸付のみの場合、100 万円以内の場合には退職一時金の範囲内である必要はない）で貸付け、かつ、合計額が退職一時金の範囲を超えているような貸付けがなされていた。連帯保証人は必ず徴することになっているが、与信管理については厳格になされるべきである。

（イ）（意見）

なお、第 29 条において、生活資金の貸付の制限の一つとして「既に貸付けを受けた生活資金の償還を終わっていない者」が規定されている。しかし、実態として新規の貸付けを行い、これを原資にして旧来の貸付けの返済を行わせているものが散見される。原則として退職金を超えない範囲の貸付けとなるため与信管理の視点からは問題はないと思われるが、従来よりも貸付額が増加するケースも見られ、安易に借換えを認めると退職金の範囲内での借入申請を繰り返すことにより、結果として退職時に全ての退職金が貸付けの返済に回ってしまうことも考えられる。この場合には借入者の退職後の生活に困難が生じることも考えられる。収入の範囲内での生活を行うことを推奨するためにも、借換えは原則として認めない方針が望ましい。

オ　職務担当者の配置換えについて

外郭団体を所管する所管課に対して、現時点での状況と将来の職務担当者の配置換えについて、以下の質問を行った。

質問１

経理職員（＊）の勤続年数及び現在の部署で、現在の事務内容への従事年数は何年か。

＊外郭団体の出納、記帳、発注、支払、財産管理の業務を行う職員

質問２

出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を行うことは不祥事の発生の危険性を伴うが、そのような事実はあるか。あるとすれば、それを認めている理由はどのような考えからか。

質問３

記帳業務担当者と出納業務担当者の分離が理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、経理上の不祥事は経理や出納を長期間同一の役職員が担当していた外郭団体に共通して起きていた。従って適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。そこで所管する外郭団体におかれては中長期的対応策として適切な人材育成制度についてどのような方針をお持ちであるのか。

それに対して、以下のような回答を得た。

回答１　（平成２６年４月１日現在）

氏名	部署(※)及び役職名	勤続年数	現在の部署で、現在の事務内容への従事年数	備考
A	事務局長	６年	６年	
B	総務管理班班長	４年	４年	
C	総務管理班主任主事	16 年 11 月	16 年 11 月	
D	総務管理班主事	26 年	２年	
E	臨時職員	０年	０年	経理補助

回答２

発注業務は各業務の担当者が行っているが、支払業務の担当者が発注を行う業務も

ある。発注業務、支払業務のチェックは事務局長及び総務管理班長が行っている。

回答３

職員の人材育成については、本人の長所、短所を踏まえるとともに、職務への適正を考慮し、職場研修などを行うとともに外部研修機関等を利用して研修などを行っているところである。当財団では、支出事務については、複数職員のチェック体制をとるとともに資金前渡は当日精算を基本とするなど、現金の保有を翌日に持ち越さないなどの対策をとっている。また、月次決算の実施、税理士の監事、さらには会計監査人設置団体として公認会計士によるチェック体制を整えている。今後、担当者の役職昇任を踏まえ、職務担当者の配置換えを行っていくことも考えている。

（所見）

当団体が、月次決算の実施、税理士の監事、さらには会計監査人設置団体として公認会計士によるチェック体制を整えていることは重要な点である。また、早急に職務担当者の配置換えに関する方針等を作成し、運用していくことは必要である。ところで、巧妙に仕組まれた組織体制であった場合には、半日程度の監事監査では不正や誤謬を発見することは難しく、あくまでも、団体自体の内部統制の整備、運用の仕組み作りがなされているという事が前提であり、それを評価した上で監事監査や会計監査人監査が行われているという認識が重要と思われる。

カ　情報公開について

当団体の情報公開の状況を調査した。その具体的状況は以下の通りである。

情報開示その１

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備　考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
①定款又は寄付行為	○	○	最新の状態で常に備える	
②役員名簿	○	○	年度終了後３か月以内に備え、主たる事務所に５年間、写しを従たる	

			事務所に３年間備える。	
③社団法人の場合の社員名簿	—	—	—	
④事業報告書	○	○	年度終了後３か月以内に備え、主たる事務所に５年間、写しを従たる事務所に３年間備える。	
⑤収支計算書	—	—	—	
⑥正味財産増減計算書	○	○	年度終了後３か月以内に備え、主たる事務所に５年間、写しを従たる事務所に３年間備える。	
⑦貸借対照表	○	○	年度終了後３か月以内に備え、主たる事務所に５年間、写しを従たる事務所に３年間備える。	
⑧財産目録	○	○	年度終了後３か月以内に備え、主たる事務所に５年間、写しを従たる事務所に３年間備える。	
⑨事業計画書	○	○	年度開始前日までに作成し、事業年度の末日まで主たる事務所に、写しを従たる事務所に備える。	
⑩収支予算書	○	○	同上	

情報開示その２（公益財団法人として）

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	○		年度開始前日までに作成し、事業年度の末日まで主たる事務所に、写しを従たる事務所に備える。	事業計画書で開示
報酬等の支給の基準を記載した書類	○	○	年度終了後３か月以内に作成し、主たる事務所に５年間、写しを従たる事務所に３年間備える。	
キャッシュフロー計算書	○	○	年度終了後３か月以内に作成し、主たる事務所に５年間、写しを従たる事務所に３年間備える。	
運営組織及び事業活動の状況の概要	○		年度終了後３か月以内に作成し、主たる事務所に５年間、写しを従たる事務所に３年間備える。	事業報告書で開示

(所見)

すべての書類がインターネットで開示され、情報公開に対して意識の高さが窺われ評価できる。キャッシュフロー計算書は、会計監査人を設置しているため作成している（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第２８条第１項)。

キ　情報公開に関連する事業報告書の記載内容について

平成２５年度の当財団の事業報告書の記載内容は、以下の通り、事業の実施状況の１点であった。

（事業の実施状況）

Ⅰ　健康づくり事業（公益目的事業１）

１　人材育成研修事業

２　調査研究事業

３　健康づくり普及啓発事業

Ⅱ　福利厚生事業（公益目的事業２）

１　加入状況

２　福利厚生事業の実施状況

Ⅲ　退職共済事業（公益目的事業３）

１　加入状況

２　退職金の給付状況

３　退職給付引当金運用状況

Ⅳ　研修室等貸館事業（収益事業）

上記事業は、定款に規定された目的、事業に照らして、実施すべき事業内容が実施されていることを確認した結果、特に問題は認めなかった。

（意見）

ただ、事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

②現物管理について

現物管理に関して、以下の「監査の視点」、「実施した手続き」を踏まえた結果、以下の１点以外、特に指摘事項、意見はなかった。

監査の視点

・現物照合について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。

・現物照合が、会計規則等に基づいて実際に行われているか。

・貸与物品、借用物品の実在性、網羅性は確認されているか。

・登記未了の不動産はないか。

実施した手続き
・規程の確認
・財産目録と貸借対照表の整合性の確認
・財産目録の実在性確認及び金融資産管理状況の確認
・現金実査及び管理状況の確認
・固定資産の実在性及び管理状況の確認（20 万円以上）

ア　固定資産の管理責任者について
（指摘事項）
経理規程第 40 条に、「固定資産の管理責任者は会計責任者が任命する」と規定しているが、管理責任者の任命がなされていない。また、貸出備品の管理簿について、貸し付けを受付けた者が担当者となり、貸出と返却の欄に押印して管理しているのみで、責任者の承認が行われていないため、早急に任命して対処する必要がある。

③出納（収入、支出）及び決算書について
監査の視点
・収入、支出について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。
・収入、支出は会計規則等に基づいて、適切に処理されているか。
・決算書について、準拠すべき会計基準はなにか。又、それに準拠して作成されているか。

（収入関係）
以下の 1 点以外に、指摘事項、意見はなかった。

ア　減免の対象とならない施設の使用料について
（指摘事項）
研修室等貸館事業において、以下の事項が発見された。保健、医療の向上を目的とする社団法人の施設利用の内容の一部に、同社団法人の関連団体である政治団体に関するものが含まれていた。この「政治団体」の使用に関しては利用料の減免の対象とならないのに減免措置を行っていたため、申請の段階で内容をよく検討したうえで、貸し出しの許可をすべきである。

（支出関係）
特に、指摘事項、意見はなかった。

（決算書関係）

上記の監査の視点を踏まえ、以下の手続きを実施した。

・注記と B/S 残高の整合性の確認
・福利厚生事業資産（貸付金）の評価の妥当性の確認
・賞与引当金計上額の妥当性の確認
・退職給付引当金計上額の妥当性及び引当資産の残高の確認
・退職資金支払引当金計上額の妥当性の確認

ア　社会保険料の負債計上（賞与引当金等）について

（指摘事項）

社会保険料が負債計上されていない。賞与支給時には法人負担分の社会保険料も費用として発生するのであり、しかも見積もり可能なことから賞与引当金等に含めて負債計上する必要がある。

イ　特定資産の積立額について

（指摘事項）

特定資産である退職給付引当資産が対応する負債である退職給付引当金を超えている。これは平成 25 年度決算に限った取崩し忘れであるが、対応する負債額を超えた積立額は通常想定されていない。過剰積立部分が決算書上に存在すると目的外の留保金とみなされる恐れがあるので、注意が必要である。

④契約等について

契約等に関して、以下の「監査の視点」、「実施した手続き」を踏まえた結果、以下の１点以外に指摘事項、意見はなかった。

監査の視点

・　契約規則等自体に必要事項が漏れていないか。
・　契約書は契約規則等に従って、すべての記載すべき事項が記載されているか。
・　契約規則等の各条文の意味内容を具体的に説明したり、契約書に記載すべき条項を、どのような契約の場合にどのように定めるべきかなどを分かりやすく解説したマニュアルがあるか。
・　契約選定先は、法令等に照らして問題はないか。随意契約は地方自治法施行令に照らして妥当か。
・　業務完了通知書等は、仕様書に記載された内容がすべて網羅されているか。又、仕様書等は細かく指示がされているか等。

実施した手続き

上記の監査の視点を踏まえ、担当者等に質問、または以下の関係書類、帳簿類等の閲覧等を行った。

- 山口県健康づくりセンター施設管理台帳
- 研修室、指導室、仮押え簿（山口県健康づくりセンター）
- 山口県健康づくりセンター使用許可申請書
- 施設使用台帳
- 平成２５年度委託（受託）契約一件）
- 平成２５年度山口県健康づくりセンター研修等実施業務
- 平成２５年度指定管理者事業等

ア　工事監督職員と検査職員の業務の分離について

（意見）

工事完成検査について、契約締結の担当者、工事監督職員、検査職員とすべて同一の職員で行われているが、内部牽制の観点から、少なくとも検査職員は違う職員が担当すべきである。なお、山口県会計規則においては、第１４２条（兼職の禁止）の項で、検査職員は、同一契約につき、特別の必要がある場合を除き、監督職員を兼ねることができないと規定されているが、当団体も同様に適用すべきである。

７　外部団体名：公益財団法人やまぐち移植医療推進財団

（１）　概要

①　団体概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132

②　組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132

③　財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134

（２）指摘事項及び意見

①　組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・135

②　現物管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・141

③　出納(収入、支出)及び決算書について・・・・・・・・・・・・142

④　契約等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・144

⑤　事業の有効性、経済性、効率性について・・・・・・・・・・・145

（1）概要

①団体概要　　　　　　　　　　　　平成２５年４月１日現在

ア　団体代表者

代表理事　濱本　史明

イ　設立年月日

平成５年４月１日

ウ　団体所在地

〒７５３－８７９０

山口県山口市滝町１－１

エ　設立目的

山口県におけるアイバンク事業及び移植医療の普及推進に関する事業を行い、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

オ　経緯

平成５年４月１日

やまぐち角膜・腎臓等複合バンク設立

平成５年１１月２２日

財団法人として認可

平成５年１１月１日

「眼球提供あっせん業」及び「腎臓提供あっせん業」の許可を受け、各臓器のあっせん業を開始

（平成９年から臓器のあっせん元が日本臓器移植ネットワークに一元化したため、以降眼球のみ）

平成２４年４月１日

公益財団法人化とともに、現在の法人の名称に変更

カ　主な事業内容

（ア）眼球提供者の募集及び登録管理に関する事業

（イ）角膜及び強膜のあっせんに関する事業

（ウ）移植医療に関する知識の普及啓発に関する事業

（エ）医療機関における臓器移植に係る医療体制の整備に関する事業

キ　事業所

団体所在地に同じ

②組織　　　　　　　　　　　　　　平成２５年４月１日現在

（1）役員等

①評議員　１９名

②理　事　１４名（うち代表理事１名、業務執行理事１名）